

学校いじめ防止基本方針
及び、対策のための組織づくり



令和4年4月
川越町立川越中学校

はじめに

本校では、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていける取組についてまとめるとともに、重大事態等に対処するために、平成26年4月、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、平成31年4月改定しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組みについて

1 いじめの防止

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

(1) 「授業づくり」においては、

- ① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」
「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

(2) 「集団づくり」においては、

- ① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」
社会のルールを守り、学校の決まりや学習規律を守ることでできる規範意識の共通認識を図っています。
人権学習・道徳の学習を通じて、人権感覚・人権意識の向上と、規範意識を高める取組を行っています。
- ② 良好な人間関係を育む「集団づくり」
学級や学校をすべての生徒が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての生徒が共に高めあい、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション力を育む異年齢交流を行うとともに、生徒の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、生徒会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

- (1) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめを予防する」「いじめと向き合う」「いじめに備える」「いじめ追跡調査 2013 - 2015 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用します。
- (2) 生徒会の啓発活動の一環として、又は美術科の授業の道徳的な教材として、「人権ポスター」「人権作文」「いじめ防止啓発ポスター」等の作成、「いじめ防止標語コンテスト」への参加など、全校で人権意識の高揚を図ります。
- (3) 各種相談機関を周知します。
 - ①「被害少年の悩み、問題行動等」(059-354-7867) (北勢少年サポートセンター)
 - ②「児童虐待、不登校、養育等 (059-347-2030)」(北勢児童相談所)
 - ③「24時間いじめ相談ダイヤル」(0120-0-78310) (文部科学省)
 - ④「いじめ電話相談」(059-226-3779) (三重県教育委員会)
 - ⑤「チャイルドラインM I E」(0120-99-7777)
- (4) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ①中学校用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」(学校・園データベース参照)を道徳・社会科・技術科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ②教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③PTA活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、いじめほどの学校にも起こりうるという認識のもと、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取組
 - ① 教職員による日常的な生徒との対話や観察、連絡帳等による生徒の変化やサインを見逃さないようアンテナを高くしています。そのため、日記、作文、生活記録ノート、班ノートなどを活用しています。
 - ② 管理職を含む教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 生徒に、「いじめ調査」を年間3回(毎学期)実施し、いじめの状況を把握しています。
- (3) 生徒に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (4) 教育相談を実施しています。

「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- (5) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、生徒の心のケアを日常的に行います。
- (6) 日頃から、保護者と情報の共有をします。

電話等による定期的な連絡や家庭訪問・保護者懇談会等を通して、生徒の状況を把握し、家庭との連携に努めます。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害生徒からの聴き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、被害生徒への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることに付いて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (8) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校関係者会議委員に参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、生徒及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 週1回の「生徒指導委員会」を行っています。
 - ① 構成員は、管理職、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、特別支援学級担任、養護教諭等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校関係者会議と協働しています。
- (2) 事案により、保育所（園）、幼稚園、小学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 福祉課、子ども家庭相談支援係と情報交換や情報共有を行っています。
- (4) 民生児童委員協議会（主任児童委員、民生委員児童委員）、青少年育成町民会議、社会福祉協議会、保護司会、区長会等と連携しています。
- (5) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と生徒の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように働きかけてください。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見したとき、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 生徒として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 朝日川越交番や川越富洲原交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図っています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 川越町要保護児童対策等地域協議会
- (3) 津地方法務局四日市支局及び川越町人権擁護委員会

第5章 重大事態発生時の対処

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企画した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。